

# 東地区新東名対策協議会規約

(平成12年12月20日施行)

(名称)

第1条 本会は、東地区新東名対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新東名高速道路(以下「新東名」という。)が建設されることに伴う沿線地域の環境及び交通問題等を検討し、必要な対策について関係機関等に対して要請するなど地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 新東名が建設されることに対する地域住民の意見及び要望を把握すること。
- (2) 新東名が建設されることに起因する生活環境、交通問題等の検討及びその対策を関係機関等に要請すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体から推薦された29名の委員により構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 委員は、その任期が終了したときは、後任者が選任されるまでその職務を行う。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、秦野市建設部国県事業推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成12年12月20日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、この規約施行後の最初の任期は、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年2月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月29日から施行する。

別表 (第4条関係)

(1) 5名の委員を推薦する団体

西田原自治会連合会 東田原自治会連合会 寺山自治会連合会
------------------------------------

(2) 4名の委員を推薦する団体

蓑毛自治会連合会
----------

(3) 3名の委員を推薦する団体

新東名自動車道東地区地権者会
----------------

(4) 2名の委員を推薦する団体

名古屋自治会連合会 落合自治会連合会
-----------------------

(5) 1名の委員を推薦する団体

秦野市立東中学校PTA 秦野市立東小学校PTA 秦野市立東幼稚園PTA
---

# 北地区新東名対策協議会規約

(平成12年12月22日施行)

(名称)

第1条 本会は、北地区新東名対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新東名高速道路(以下「新東名」という。)が建設されることに伴う沿線地域の環境及び交通問題等を検討し、必要な対策について関係機関等に対して要請するなど地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (4) 新東名が建設されることに対する地域住民の意見及び要望を把握すること。
- (5) 新東名が建設されることに起因する生活環境、交通問題等の検討及びその対策を関係機関等に要請すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体から推薦された36名の委員により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
- 3 委員は、その任期が終了したときは、後任者が選任されるまでその職務を行う。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長3名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、秦野市建設部国県事業推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成12年12月22日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、この規約施行後の最初の任期は、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成14年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年2月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

- (1) 3名の委員を推薦する団体

新東名自動車道北地区地権者会
----------------

- (2) 2名の委員を推薦する団体

羽根東自治会 羽根中自治会 羽根西自治会 菩提中東自治会 菩提中西自治会 菩提上西自治会 横野上自治会 横野下自治会 戸川上自治会 秦野市農業委員会
---

- (3) 1名の委員を推薦する団体

菩提原自治会 菩提上東自治会 戸川中自治会 戸川原自治会 戸川西自治会 三屋自治会 みなせ自治会 羽根自治会連合会 菩提自治会連合会 横野自治会連合会 戸川自治会連合会 秦野市立北中学校 P T A 秦野市立北小学校 P T A
--

## 西地区新東名対策協議会規約

(平成12年12月12日施行)

(名称)

第1条 本会は、西地区新東名対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新東名高速道路(以下「新東名」という。)が建設されることに伴う沿線地域の環境及び交通問題等を検討し、必要な対策について関係機関等に対して要請するなど地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 新東名が建設されることに対する地域住民の意見及び要望を把握すること。
- (2) 新東名が建設されることに起因する生活環境、交通問題等の検討及びその対策を関係機関等に要請すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体から推薦された38名の委員により構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 委員は、その任期が終了したときは、後任者が選任されるまでその職務を行う。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、秦野市建設部国県事業推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成12年12月12日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、この規約施行後の最初の任期は、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年2月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月7日から施行する。

別表 (第4条関係)

(1) 3名の委員を推薦する団体

新東名自動車道西地区地権者会
----------------

(2) 2名の委員を推薦する団体

上大倉自治会 大倉自治会 梶ヶ谷戸自治会 宮久保自治会 北自治会 上関自治会 下関自治会 堀山下東自治会 森戸自治会 黒木自治会 欠畑自治会 波多川自治会 新生町自治会 秦野市立西中学校PTA 秦野市立西小学校PTA 秦野市立西幼稚園PTA 秦野市農業委員会
---

(3) 1名の委員を推薦する団体

西地区自治会連合会
-----------

# 上地区新東名対策協議会規約

(平成12年12月17日施行)

(名称)

第1条 本会は、上地区新東名対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新東名高速道路(以下「新東名」という。)が建設されることに伴う沿線地域の環境及び交通問題等を検討し、必要な対策について関係機関等に対して要請するなど地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 新東名が建設されることに対する地域住民の意見及び要望を把握すること。
- (2) 新東名が建設されることに起因する生活環境、交通問題等の検討及びその対策を関係機関等に要請すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体から推薦された23名の委員により構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 委員は、その任期が終了したときは、後任者が選任されるまでその職務を行う。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、秦野市建設部国県事業推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成12年12月17日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、この規約施行後の最初の任期は、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月24日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 3名の委員を推薦する団体

新東名自動車道上地区地権者会
----------------

(2) 2名の委員を推薦する団体

菖蒲3自治会 柳川1自治会 柳川2自治会 八沢1自治会 八沢2自治会 秦野市農業委員会
--

(3) 1名の委員を推薦する団体



菖蒲 1 自治会  
菖蒲 2 自治会  
菖蒲 4 自治会  
三廻部自治会  
秦野湯の沢団地自治会  
秦野市立上小学校 P T A  
秦野市立上幼稚園 P T A

(4) 複数団体で 1 名の委員を推薦する団体

菖蒲 1 生産組合、菖蒲 2 生産組合、菖蒲 3 生産組合、柳川 1 生産組合、柳川 2 生産組合、八沢 1 生産組合、八沢 2 生産組合、三廻部 1 生産組合及び三廻部 2 生産組合